

改正案	現行
<p>（簡易修理）</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 アネロイド型圧力計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ 渦巻ばね、拡大機構又は電気接点の調整</p> <p>ロ 目盛板、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の補修又は取替え</p> <p>ハ 電気式アネロイド型血圧計に係る表示機構、弾性受圧部、流体に直接接触する部分、温度補整機構及び電気回路部品（当該電気式アネロイド型血圧計の性能及び器差に著しく影響を与えるものに限る。）以外の補修又は取替え</p> <p>八及び九 （略）</p> <p>十 騒音計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え</p> <p>ロ パッキンの取替え又は清掃</p> <p>十一～十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（型式承認表示を除去しない修理等）</p> <p>第十二条 法第四十九条第二項ただし書の経済産業省令で定める修理は、前条第一項に掲げる修理及び当該特定計量器に係る型式の承認のときに、特定計量器をその承認に係る型式と同一の</p>	<p>（簡易修理）</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 アネロイド型圧力計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ 渦巻ばね、拡大機構又は電気接点の調整</p> <p>ロ 目盛板、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の補修又は取替え</p> <p>八及び九 （略）</p> <p>十 騒音計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え</p> <p>十一～十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（型式承認表示を除去しない修理等）</p> <p>第十二条 法第四十九条第二項ただし書の経済産業省令で定める修理は、前条第一項に掲げる修理及び当該特定計量器に係る型式の承認のときに、特定計量器をその承認に係る型式と同一の</p>

2
(略)

型式に属するものとして国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が示す構造の範囲における修理とする。

2
(略)

型式に属するものとして独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が示す構造の範囲における修理とする。